

# 生産性向上支援訓練実施機関要件

令和5年11月16日制定

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構  
宮崎支部宮崎職業能力開発促進センター

## 1 実施機関要件

宮崎県における生産性向上支援訓練（以下「生産性訓練」という。）の実施機関は、訓練の趣旨・目的や業務内容を理解し、かつ、以下の（1）から（9）までに掲げる条件を満たす者であること。さらに、同時双方向通信（通信の方法により、受講者と講師との間及び受講者と受講者との間が、映像と音声により、常時お互いにやりとりができること。以下同じ。）による生産性訓練（以下「オンラインコース」という。）を実施できる実施機関は以下の（10）及び（11）に掲げる条件を満たす者であること。

- （1）法人格を有する者であること。
- （2）国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人でない者であること。
- （3）訓練に関する事務を担当する者（講師との兼務は不可。以下「事務担当者」という。）を1名以上配置し、かつ、個人情報適切に管理し、個人の権利利益を侵害することなく業務を実施できる者であること。
- （4）生産性向上支援訓練実施機関登録申請書（以下「登録申請書」という。）の提出日から遡って3年以内に、申請する訓練分野の生産性向上支援訓練カリキュラムモデル（以下「カリキュラムモデル」という。）に関連した内容の職業訓練（Off-JTで実施される職業能力の開発及び向上の促進のための訓練をいう。）を、自社従業員以外の者に対して1コース以上実施した実績を有しており、安定した事業運営が可能と認められる者であること。
- （5）訓練を利用する企業や事業主団体が抱える人材育成上の課題やニーズを踏まえ、カリキュラムモデルをカスタマイズして提案できる専門知識、能力及び経験を有する者であること。
- （6）カリキュラムを効果的に指導できる専門知識、能力及び経験を有する講師を確保していること。  
なお、講師は、別に定める要件を満たす者であり、生産性訓練の適切な指導が可能であると認められる者であること。
- （7）生産性訓練の事業取組団体に選定されている者でないこと。
- （8）過去に宮崎県内で生産性訓練を実施した者のうち、センターからの改善指示を受けた者については、原因分析や改善策を検討し、十分な再発防止策が講じられているとセンターが判断できる者であること。
- （9）次のいずれの事項にも該当しない者であること。

- イ 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
  - ロ 予決令第 71 条の規定に該当する者
  - ハ 申請書提出日現在において、厚生労働省より指名停止措置又は独立行政法人高齡・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）より競争参加資格の停止措置を受けている者
  - ニ 教材等の著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）違反等、関係法令に違反し処罰の対象又は損害賠償の対象となった者であって、当該事実が判明した日から 2 年を経過していない者
  - ホ 機構が定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第 2 条に規定する反社会的勢力に該当する者
  - ヘ 申請書提出日現在において、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去 3 か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間経過中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検若しくは起訴されている者
  - ト 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）に定めるところの破壊的団体及びその構成員
  - チ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に定めるところの風俗営業、性風俗関連特殊営業及びこれらに関連する業務従事者
  - リ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続の申立てがなされている者
  - ヌ 税法違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、業務を委託することが相応しくないとセンターが判断した者又は判断する者
  - ル その他業務委託先として適性を欠くと当支部分任契約管理者が判断した者又は判断する者
- (10) 登録申請書提出日から遡って 3 年以内に、同時双方向通信による職業訓練（同時双方向通信による Off-JT で実施される職業能力の開発及び向上の促進のための訓練をいう。）を、自社従業員以外の者に対して 1 コース以上実施した実績を有しており、安定した事業運営が可能と認められる者であること。実績を有しない場合にあっては、登録前にセンターが実施する接続テストによりオンラインコースを実施できると判断され、安定した事業運営が可能と認められる者であること。
- (11) オンラインコースを配信する場所を有していること。  
配信する場所は、実施機関が所有・賃借等する事務所・教室等とし、端末、配

信用ソフトウェア（有償版に限る。）、カメラ及びマイク等のオンラインコースを適切に配信することができる設備並びにインターネット接続環境を有している場所であること。

## 2 適用日

本実施機関要件は、令和5年11月16日から適用する。